

令和 4 年 度

財政的援助団体等監査報告書

潮来市監査委員

潮 監 第 4 - 2 6
令和 4 年 1 2 月 2 0 日

潮 来 市 長 原 浩 道 様

潮来市議会議長 箕 輪 昇 様

潮来市監査委員 飯 嶋 雄 一

潮来市監査委員 飯 田 幸 弘

財政的援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査執行者

監査委員 飯嶋 雄一
監査委員 飯田 幸弘

2 監査の基準

この監査は、潮来市監査基準（令和2年4月1日 監査告示第2号）に準拠して監査を行った。

3 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

4 監査の対象

潮来市商工会において、潮来市が交付した補助金

5 監査の対象期間

令和2年度及び令和3年度

6 監査の実施期間

令和4年10月24日から11月9日

- ・予備監査 令和4年10月24日から11月8日
- ・本監査 令和4年11月9日

7 監査の提出書類

- ・財政的援助団体等概要書
- ・財政的援助等により実施した事業等に関する調書
- ・補助事業に関する報告書及び同清算書に関する書類
- ・市補助金交付申請及び同交付決定に関する書類
- ・該当年度の収支決算書
- ・出納関係帳簿
- ・定款、会則、その他これに類する書類

8 監査の着眼点

監査等実施着眼事項（昭和60年4月1日 監査訓令第2号）に基づき、潮来市が財政的援助を行っている事業に関する出納及びその他の事務について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に置き監査を行った。

9 監査の方法

潮来市商工会から事前に提出された書類をもとに、対象となった各補助金の出納及びその他の事務が関係規程に基づき適正に執行されているか予備監査を行い、提出書類を通査・試査により調査した。また、本監査においては、潮来市商工会に赴き、予備監査を基に関係職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

10 監査の結果

監査対象となった期間における各補助金については、概ね適正に事務が執行されていると認められた。しかしながら、軽微な改善すべき事項が見られたので、本監査において口頭で伝えたほか、指導・注意事項として文書で通知し、改善の報告を受けている。

11 総括意見

潮来市商工会については、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、地域経済状況の悪化により、事業者の経営が苦しくなるなか、新型コロナウイルス感染症関連の経営相談や補助金等の申請支援、コロナ感染対策に関する支援等、多くの経営支援が行われており、新型コロナウイルス感染症防止の観点により、地域振興事業の実施が困難となるなか、事業者の経営支援や感染症対策を考慮した地域振興事業の実施等、潮来市からの補助金事業が適正に処理されていることを確認した。